

平成 30 年度第 2 回立川市個人情報保護審議会の要旨

1 日時 平成 30 年 8 月 1 日（水） 午後 9 時 30 分～午後 0 時 05 分

2 場所 立川市役所 1 階 104 会議室

3 次第

(1) 辞令伝達

(2) 副市長挨拶

(3) 会長・副会長選出

(4) 届出関係諮問事項

① 東京都市圏パーソントリップ調査に係る調査対象データの提供について

【まちづくり部都市計画課】

② 家族申請に基づく競輪場への入場禁止について

【事業部事業課】

③ 立川市第 6 次生涯学習推進計画策定に関する市民アンケートの実施について

【教育部生涯学習推進センター】

④ 立川市第 5 次地域保健医療計画策定に関する市民アンケートの実施について

【福祉保健部健康推進課】

⑤ 立川市第 4 次地域福祉計画策定に関する市民アンケートの実施について

【福祉保健部福祉総務課】

⑥ 立川市第 5 次農業振興計画策定に関する市民アンケートの実施について

【産業文化スポーツ部産業観光課】

⑦ 立川市第 4 次多文化共生推進プラン策定に関する外国人意向調査の実施について

【産業文化スポーツ部協働推進課】

⑧ 第 4 次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン策定に関する市民意向調査の実施について

【子ども家庭部子育て推進課】

⑨ 立川市緑の基本計画策定に関する市民アンケートの実施について

【まちづくり部公園緑地課】

⑩ 立川市第 4 次長期総合計画後期基本計画策定に係る市民ワークショップ参加案

内の送付について

【総合政策部企画政策課】

⑪ 及び⑫

生活保護システムの改修について

【福祉保健部生活福祉課】

中国残留邦人支援給付システムの改修について

【福祉保健部福祉総務課】

⑬ 基幹系システムの改修について

【財務部収納課】

⑭ 市営住宅使用料等の口座振替処理に関する委託事務の変更について

【市民生活部住宅課】

⑮ 立川市認知症予防教室事業の委託について

【福祉保健高齢福祉課】

⑯ 立川市地域未来塾学習教室（小学生学習支援）及び立川市スタディ・アシスト事業（中学生学習支援）の委託について

【教育部指導課】

(5) その他

4 出席者

(1) 委員

飯田会長、齊藤委員、神宮委員、梶委員及び入谷委員

(2) 職員

大霜副市長及び行政管理部長

[諮問実施機関]

諮問事項①：都市計画課長、都市計画係主任及び同係主事

諮問事項②：事業課長及び庶務係長

諮問事項③：生涯学習推進センター長、管理係長及び同係主事

諮問事項④：健康推進課長及び業務係主任

諮問事項⑤：福祉総務課長及び地域福祉推進係長

諮問事項⑥：産業観光課長及び農業振興係長

諮問事項⑦：協働推進課長

諮問事項⑧：子育て推進課長、子育て推進係長及び同係主事

諮問事項⑨：公園緑地課長、緑化推進係長及び同係主任

諮問事項⑩：企画政策課長及び同課主査

諮問事項⑪：生活福祉課庶務係長

及び⑫：福祉総務課調整係長及び同係主任

諮問事項⑬：収納課管理係長及び同課主査

諮問事項⑭：住宅課長及び住宅管理係長

諮問事項⑮：高齢福祉課長、介護予防推進係長及び同係主任

諮問事項⑯：指導課長、指導係長及び同係主事

[事務局]

文書法政課長、情報公開係長及び同係主任

5 議 事

(1) 辞令伝達（省略）

(2) 副市長挨拶（省略）

(3) 会長・副会長選出

委員からの発言はなく、事務局から会長に飯田委員を推薦したところ、全会一致で了承された。また、副会長については飯田会長が齊藤委員を推薦し、全会一致で了承された。

(4) 届出関係諮問事項（諮問実施機関からの説明は、資料に基づくものである）

諮問事項①：（まちづくり部都市計画課）

【諮問の概要】

東京都市圏交通計画協議会が個人の一日の移動実態を把握することを目的として平成30年9月から11月まで第6回東京都市圏パーソントリップ調査を実施することとなり、当市の約3,300世帯に対してオンライン又は郵送による調査を実施するために、住民基本台帳から27世帯ごとに抽出した情報を目的外利用するもの

【審議内容】

《調査対象圏域について》

○東京都市圏の東京都（島しょを除く）、神奈川県、埼玉県、千葉県及び茨城県南部が調査対象圏域となる。

《データ抽出及び調査について》

○27 世帯ごとに抽出したエクセルデータを東京都へ提出し、調査は外部委託となる。

《調査結果について》

○調査結果は今後の都市計画道路網や市街地再開発に係る計画検討の基礎資料として活用される。また、東京都のホームページに調査結果が掲載される。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項②：(事業部事業課)

【諮問の概要】

国が進めるギャンブル等依存症対策に従って、平成 30 年 10 月から家族申請に基づき競輪場への入場規制を実施するもの

【審議内容】

《個人情報収集項目について》

○金融機関の口座番号は収集しない。資料が誤っており訂正する。

《法的根拠について》

○家族申告による入場禁止の具体的な法規定はなく、国は既存の自転車競技法の立法趣旨にギャンブル等依存症対策が包含されているという見解である。立川市では自転車競走実施規則第 55 条の 3 に家族申請による入場禁止を規定した。

《入場禁止の具体的な方法について》

○警備職員に必要な情報を渡しておいて、一人ずつ顔を見て判断する。100%把握するのは難しい。

《経済的状況による入場禁止について》

○家族からの課税証明書の提出を受けて、生活保護基準を下回る所得であれば入場禁止となる。通常は医師の診断書を提出する。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項③：(教育部生涯学習推進センター)

【諮問の概要】

立川市第 6 次生涯学習推進計画を策定するにあたり、18 歳以上の市民 2,000 人に対して郵送によるアンケートを実施するために、住民基本台帳から無作為

抽出した情報を目的外利用するもの

【審議内容】

《発送作業等について》

○住所と氏名を宛名ラベルに打出し、発送作業等は職員が行う。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項④：(福祉保健部健康推進課)

【諮問の概要】

立川市第5次地域保健医療計画を策定するにあたり、18歳以上の市民2,000人に対して郵送によるアンケートを実施するために、住民基本台帳から無作為抽出した情報を目的外利用するもの

【審議内容】

《個人の特定について》

○自由記載についても個人が分からないように集計し、誰が回答したかは分からないようにする。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑤：(福祉保健部福祉総務課)

【諮問の概要】

立川市第4次地域福祉計画を策定するにあたり、市民3,000人に対して郵送によるアンケートを実施するために、住民基本台帳から無作為抽出した情報を目的外利用するもの

【審議内容】

《発送人数について》

○3,500名分を抽出するが、発送するのは3,000通とする。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑥：(産業文化スポーツ部産業観光課)

【諮問の概要】

立川市第5次農業振興計画を策定するにあたり、18歳以上の市民1,000人に対して郵送によるアンケートを実施するために、住民基本台帳から無作為抽出した情報を目的外利用するもの

【審議内容】

《データ打出しについて》

○データの打出しは情報推進課で委託している業者が行う。

《データの廃棄時期について》

○廃棄時期はアンケート報告書が完成する時期で、3～4か月後となる。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑦：(産業文化スポーツ部協働推進課)

【諮問の概要】

立川市第4次多文化共生推進プランを策定するにあたり、18歳以上の外国籍市民1,000人に対して郵送によるアンケートを実施するために、住民基本台帳から無作為抽出した情報を目的外利用するもの

【審議内容】

《国籍や人数について》

○国籍は68か国に及ぶ。アンケートは日本語、中国語、英語及びハングル語で作成するが回答率は低い。日本語はひらがなで書いてあるが、それが読めないと回答できない。

《個人の特定について》

○回答は個人を特定できないようにしているが、国籍は記入する。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑧：(子ども家庭部子育て推進課)

【諮問の概要】

第4次夢育て・たちかわ子ども21プランを策定するにあたり、就学前児童の保護者、小学5年生子ども本人等の調査対象者5,000人に対して郵送又は直接配布による市民意向調査を実施するために、住民基本台帳から無作為抽出した情報を目的外利用し、その調査及び策定支援業務を外部委託するもの

【審議内容】

《子どもへの調査の回収について》

○子どもへの調査は各学校の担任の先生を通して回収するが、無記名なので個人は特定できない。

《委託業者について》

○委託業者は調査項目を作成し、宛名ラベルを貼付して発送する。回収したア

アンケートの分析、クロス集計なども行う。作業が全部終了した段階でアンケート用紙は市に返却してもらう。

○委託業者はプライバシーマークやISOなどを取得している業者が望ましい。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑨：(まちづくり部公園緑地課)

【諮問の概要】

立川市緑の基本計画を策定するにあたり、18歳以上の市民2,000人に対して郵送によるアンケートを実施するために、住民基本台帳から無作為抽出した情報を目的外利用するもの

【審議内容】

《集計作業時の個人情報の取扱いについて》

○自由記載欄に「〇〇公園の北側に住んでいる」という記載があった場合、個人が特定できてしまう可能性があるため、〇〇公園に関する意見などと修正して集計するようにする。また、データ分析は外部委託となるが、個人情報は委託業者に渡さない。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑩：(総合政策部企画政策課)

【諮問の概要】

立川市第4次長期総合計画後期基本計画策定に係る市民ワークショップを開催するにあたり、18歳～39歳の若い世代の市民1,200人に対して参加を促す案内を送付するために、住民基本台帳から無作為抽出した情報を目的外利用するもの

【審議内容】

委員から特に質問や意見はなく、諮問どおり了承された。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑪及び⑯：(福祉保健部生活福祉課) 及び(福祉保健部福祉総務課)

【諮問の概要】

生活困窮者自立支援法等の一部改正が施行されたことに伴い、生活保護制度における自立支援の強化を図るため、平成30年10月から児童養育加算及び母子加算等の生活保護基準等の見直しを行うこととなり、生活保護システムの改

修を外部委託するもの

生活困窮者自立支援法等の一部改正が施行されたことに伴い、生活保護制度に準拠している中国残留邦人支援給付において自立支援の強化を図るため、平成30年10月から児童養育加算及び母子加算等の基準額の見直しを行うこととなり、中国残留邦人支援給付システムの改修を外部委託するもの

【審議内容】

《個人情報の保存年限について》

○提出した資料では保存年限はその他に記載したが、文書の保存年限は5年としている。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、各システム内にある個人情報については、生活保護廃止後又は中国残留邦人支援給付廃止後の保存年限を検討すること。

諮問事項⑫：(財務部収納課)

【諮問の概要】

平成31年10月から地方税共通納税システム（eLTA電子納税）が全国一斉に稼働することとなり、法人市民税等について電子納税ができるようにするため、基幹系システムの改修を外部委託するもの

【審議内容】

《個人情報の収集項目について》

○■が付いている情報は基幹系システムで収集している個人情報で、■を○で囲んである情報は今回eLTAで収集する個人情報である。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑬：(市民生活部住宅課)

【諮問の概要】

市と都市銀行における市営住宅使用料等の口座振替処理に関する委託事務について、平成31年4月からデータの授受方法をDVD（磁気ディスク）の運搬からLGWAN回線を使用したデータ伝送へと変更するもの

【審議内容】

《職員の立会いについて》

○ここでいう職員の立会いとは職員が操作してデータを伝送するという意味合

いである。

《伝送方式について》

○システムのバージョンアップは既に実施しており、この度伝送方式に変える。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑭：(福祉保健高齢福祉課)

【諮問の概要】

市民が認知症の理解を深め、発症の予防を推進できるようにするため、65歳以上（高齢者）の市民を対象とした立川市認知症予防教室事業（絵本読み聞かせプログラム）を地方独立行政法人に外部委託し、同法人が本人の同意を得て収集した個人情報を効果の検証に活用するもの

【審議内容】

《事業の実施場所と対象者について》

○事業は市役所内の会議室で行う。予防教室なので認知症になっていない人を対象とする。

《事業目的と研究について》

○事業目的は認知症の予防であり、研究は二次的な効果である。

《個人情報の提供について》

○個人情報の提供については本人の同意を得て提供する。

○地方独立行政法人が経過確認のために2年後に発送する文書の宛名として参加者の住所が必要ということなら、事業の当初から参加者の住所を提供する必要はないのではないかと。個人情報の提供は必要最小限の提供としたほうが良い。

○（事務局）既に委託契約はなされているが、個人情報保護審議会からの意見を踏まえたうえで委託事業を進めて欲しい。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、参加者の個人情報の提供については、必要がある場合に限り、必要最低限の提供とすること。

諮問事項⑮：(教育部指導課)

【諮問の概要】

小学5年生及び中学3年生を対象に児童・生徒の学力向上を図るため、平成30年8月から立川市地域未来塾学習教室（小学生学習支援）及び立川市スタデ

ィ・アシスト事業（中学生学習支援）を実施することとなり、当該事業を民間教育事業者に外部委託するもの

【審議内容】

《対象児童及び生徒の選定について》

○対象児童及び生徒の選定は各学校及び教育委員会が行い、保護者の同意を得て個人情報事業者に提供する。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

(5) その他

第3回開催について

日 時 平成30年10月23日（火）午前10時～

場 所 立川市役所 210 会議室

内 容 諮問事項審議他

第4回開催について

日 時 平成31年2月1日（金）午前10時～

場 所 立川市役所 210 会議室

内 容 諮問事項審議他